

国立大学法人岩手大学と東北農林専門職大学との
連携・協力に関する協定書

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と東北農林専門職大学（以下「乙」という。）は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教育研究の一層の充実と大学院生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携・協力分野）


第1条 甲と乙が連携する分野は、研究科の全ての専攻とし、乙に所属する教員をもって充てる。

（客員教員）

第2条 甲と乙は、研究科の教育研究活動を一層活性化するため、研究科の教育及び研究指導を行う。

- 2 乙は、乙の教員の中から研究科の非常勤の教員候補予定者を推薦し、甲は推薦された者の資格審査を行い、非常勤の教員として採用する。
- 3 甲は、前項の教員に対し客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
- 4 客員教員の任期は1年とするが、原則として研究指導を行う学生が所定の課程を修了するまで年度ごとに更新できるものとする。
- 5 甲は、客員教員に給与の支給は行わない。
- 6 客員教員は、甲又は乙の施設において、研究科の学生に研究指導を行う。
- 7 客員教員が乙において学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は無償とし、消耗品等については必要に応じ甲が予算の範囲内で購入し乙に提供する。
- 8 客員教員には甲の予算の範囲内で研究費及び旅費が配分され、その経理は甲が行う。
- 9 客員教員は、研究科の管理・運営に関する次の事項を除き、甲の定めるところにより研究科教授会の構成員となるものとする。
 - （1）教員の人事に関する事項
 - （2）予算に関する事項
- 10 客員教員のその他の職務内容等は、甲の教員に準じて取り扱う。

（学生の資格等）



第3条 学生が乙に出向いて研究指導を受ける場合の資格又は身分は、乙の定めるところによる。

(研究成果の公表)

第4条 学生が乙に出向いて研究指導を受けて得た研究成果の公表方法は、乙の定めるところによる。

(情報開示)

第5条 本協定に基づき甲と乙が協力した事項に関する情報開示は、両者の合意によるものとする。

2 本協定は甲の乙以外の機関との連携等、乙の甲以外の大学との連携等を妨げるものではない。

(秘密保持)

第6条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た一切の情報は秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。

(財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、甲及び乙の研究協力の結果生じた特許権等の帰属は、双方協議の上、定める。なお、甲又は乙が単独で発明をなしたことを立証することができる場合には、特許権等の帰属は発明をなした甲又は乙に単独で帰属するものとする。

2 前項における甲の特許権等の帰属先は、発明をなした研究科の指導教員が所属する構成大学法人とする。

第8条 学生が乙における研究により生じた特許権等の財産は、原則として山形県に帰属する。なお、発明をなした当該学生に対しては、乙の山形県職員の職務発明等に関する規程に基づいて実施補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 学生が、乙において学生の研究指導を受ける際に、事故により設備等を損傷した場合の損害賠償について、学生の故意又は重大な過失による場合を除き、学生及び甲はその責めを負わない。

第10条 学生が、乙において研究指導を受ける際に、事故により身体に障害を受けた場合について、乙の故意又は過失による場合を除き、乙はその責めを負わない。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

第13条 甲は、乙において学生が研究指導を受ける際に、学生教育研究災害傷害保険に加入するよう義務付ける。

第14条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別途覚書を取り交わすこととする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲：岩手県盛岡市上田3丁目18番8号
国立大学法人岩手大学学長

小川

智



乙：山形県新庄市大字角沢1366
東北農林専門職大学学長

神山

修



